

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

松茂町長

## 公表日

平成30年8月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類及び定期B類のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。具体的な事務に関することは以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定</li><li>2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)</li><li>3. 予防接種履歴の照会</li><li>4. 転入者・予診票紛失者への予診票配布等</li><li>5. 実費徴収に関する事務</li><li>6. 未接種者に対する勧奨</li><li>7. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</li></ol>
③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種業務に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



